

中国における現地情報

2021 年 8 月 16 日

株式会社フェアコンサルティング

上原 行雲

輸出増値税還付手続きの簡略化について

国家税務総局は 2021 年 6 月 3 日、輸出増値税還付システムの最適化による納税人への更なる高品質サービス提供に関する公告（国家税務総局公告 2021 年第 15 号、以下 15 号公告）を公表しました。この 15 号公告においては、輸出増値税還付に関する提出資料の簡素化、管理の最適化を掲げており、これまで必要手続きが多くハードルの高かった輸出増値税還付手続きの簡素化を図ることを目的としています。

今回公表された主な内容は以下のとおりです。この 15 号公告により、輸出増値税還付が可能となる企業様の増加及び担当者の負担軽減が期待されます。

- 輸出増値税還付（免除）申告事項の一部取り消し
 - ① 各種証明書類と電子情報が一致しない場合に提出していた、輸出増値税還付証明書類と電子情報の無関連申告書の提出を停止する。
 - ② 期限内に申告できない場合に提出していた、《輸出増値税還付（免除）延期申告申請表》及び関連証明資料の提出を停止する。
- 輸出増値税還付（免除）の提出資料を簡素化
 - ① 《対外貿易経営者備案登記表》、《中華人民共和国外商投資企業批准証明書》、《中華人民共和國税関通関単位登録登記証明書》の提出を停止する。
 - ② 備案変更時における、《輸出増値税還付（免除）備案表》に変更内容のみ記入する。
 - ③ 製造企業は増値税の免除・控除・還付を申告する際に、簡素化した《免除・控除・還付申告集計表》、《製造企業輸出貨物、労務の免除・控除・還付申告明細表》を提出する。
 - ④ 製造企業は進料加工業務の年度照合消込を行う際に、簡素化した《製造企業進料加工業務の免除・控除・還付照合消込表》及び《照合消込済みの手冊（帳簿）税関データ調整表》を提出する。
- 輸出増値税還付（免除）の処理手順を最適化
 - ① 申告表で記載する業務種類を、業務種類番号表に記載されている内容に基づき記載する。

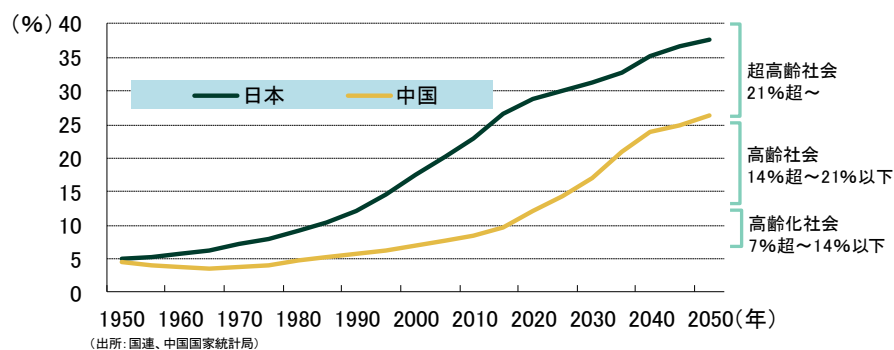
- ② 還付（免除）申告書を提出済みで、かつ主管税務機関の承認がされていない時点で、申告書誤りがあり申告書の取り下げを希望する場合、《企業撤回増値税還付（免除）申告申請表》を提出することで、申告の取り下げができる。
- 輸出増値税還付（免除）証明の発行を簡素化
 - ① 《代理輸出貨物証明》の発行を申請する際に、簡素化した《代理輸出貨物証明申請表》を提出し、紙の《委託輸出貨物証明》は提出しない。
 - ② 貨物を積戻しする場合、または輸出貨物通関申告書を修正し取り消す場合、簡素化した《輸出貨物追加納税済/未還付証明》を提出し、《積戻し追加納税済（未還付）証明申請表》は提出しない。
 - ③ 輸出増値税還付（免除）の関連証明を無効にする場合、主管税務機関に申請を提出し、発行された元の紙の証明を返さなければならない。
- 輸出増値税還付（免除）の分類管理を完備
 - ① 輸出企業管理種類の三類評価の条件に、「評価時の納税信用レベルを M とする」を追加する。
 - ② 年度評価結果は評定完成後の翌月 1 日から発効する。
- 輸出増値税還付（免除）の便利なサービスを追加
 - ① 電子税務局、標準版国際貿易「単一窓口」、輸出増値税還付オンライン申告ツール、という三つの申告ルートを無料で納税人に提供する。これら三つの無料申告ルートには、以下の五つのサービスを追加する。
 - i. 輸出増値税還付（免除）備案の撤回
 - ii. 増値税還付済の輸出貨物免除・還付申告データの誤りに対する申告調整
 - iii. 増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書の使い方を輸出増値税還付から申告控除へ変更
 - iv. 輸出増値税還付（免除）の関連証明を無効にする処理
 - v. 進料加工計画配賦率の調整

上記の日本語参照訳は中国語原文を一部抜粋した翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、中国語原文との間に解釈の相違がある場合、中国語原文を依拠としてくださいますようお願いいたします。

<連載コラム>

中国なんくるないさ〜通信 No. 4

2021年5月13日、中国国家统计局は10年ぶりとなる全国人口国勢調査の調査結果（第7回）において、2020年11月1日時点の全国人口は14億1,178万人となり、10年前の同調査時より7,206万人増加し、10年前と比較した総人口の伸び率が5.38%になっていると公表しました。実はこの調査結果、調査結果公表日が直前になって延期されたり、発表後も水増し疑惑があったりと中国でも話題になりました。中国の人口政策については、「一人っ子政策」という言葉を聞いたことがある方も多いかと思います。ここ中国はご存知のとおり、社会主義国家の特徴として国家がいわゆる家族計画に口を出すことができる社会になっています。一人っ子政策に関する歴史や内容は省略しますが、2015年に一人っ子政策が廃止され、二人っ子政策へと変貌を遂げました。その後、2021年7月、中共中央政治局から三人っ子政策についての決定方針が公表され、三人目の子供を出産しても社会的に不利な扱いを受けないこととなりました。そもそも一人っ子政策が始まったのは、増加しすぎた人口を抑制して、経済成長を促すことが主な目的として始められましたが、急速な少子高齢化が進んだ結果、現在の三人っ子政策まで変遷しています。一人っ子政策が終わってもまだ自由出産を許容しないのは、中国政府が少数民族の人口をコントロールしたいという思惑があるとも言われています。



上記表をご覧いただいて分かるように、2020年において中国の高齢化率も13%を超え、30年前の日本と同水準となっています。今後中国の高齢化率はさらに拡大されると懸念されるなか、どのような国家政策をとるのか、中国の大胆な動きが気になります。

ちなみに、筆者の出身地である沖縄県の高齢化率は2018年時点で21.6%となっており、日本全国で一番低い数字とはなっていますが、既に超高齢社会に突入しています。子育ては大変だと思いますが、なんくるないさ〜の精神を大切にしている筆者は、今晚は早めに仕事を引き上げ、少子高齢化に歯止めをかけることができるよう、妻と今後の相談をしてみたいと思います。